

規約(データ提供者向け)に関する論点

1. 構成

○データ提供者は、官民連携データプラットフォーム(以下「DPF」という。)の規約に合意した後に、データの提供を開始するものとする。

○規約(データ提供者向け)は、以下の構成としてはどうか。なお、規約の内容については、政府・民間等のガイドラインや、デジタルプラットフォーム等の類例、DPF固有の検討事項を加味したものとするよう、適切に配慮する。

- ✓ 目的
- ✓ 定義 →論点①
- ✓ 本件サービス概要 →論点②
- ✓ サービス料金
- ✓ データの利用目的及び第三者提供に関する同意 →論点③
- ✓ 第三者提供における当組織の義務 →論点④
- ✓ 当組織による第三者からの個人情報の受領
- ✓ データ提供資格 →論点⑤
- ✓ データ提供におけるデータ提供者の義務
- ✓ ログインアカウント等の登録・管理
- ✓ プライバシーポリシーの適用
- ✓ 禁止事項
- ✓ データ提供者の退会
- ✓ データ提供の停止、強制退会
- ✓ 当組織の責務
- ✓ 損害賠償責任

- ✓ 非保証及び免責事項
- ✓ 事業の変更・移譲・終了時の措置
- ✓ 利用規約の変更 →論点⑥
- ✓ 相談窓口
- ✓ 反社会的勢力の削除
- ✓ 準拠法、合意裁判管轄
- ✓ 本規約に関するお問い合わせ先
- ✓ 附則

2. 議論いただきたい主な論点

論点①対象の定義（プライバシーポリシー・データ利用者向け規約と同様）

論点②サービス概要の記述法（データ利用者向け規約と同様）

論点③データの利用目的及び第三者提供に関する同意

（データの利用目的）

●データの利用目的をどう定義するか。

（第三者提供に関する同意）

●データ提供者がどこまでDPFによる第三者提供の範囲に関与できる仕組みとするか。

●どのような同意を得る必要があるか。

論点④第三者提供における当組織の義務

●第三者をどう定義すべきか。

- 第三者提供において、DPF運営組織自身が都民の信頼を確保し、データの安全性やデータの価値を損なわないように遵守すべき事項は何か。
- 主に法人からのデータ提供を円滑に行ってもらうための仕組み構築（データ提供者へのインセンティブ設計、データ提供者の信頼確保など）をどのように行うか。

論点⑤データ提供資格

- データ提供資格を定めるか否か。定める場合どう定めるべきか。また、提供されたデータをプラットフォームに載せるかどうかについて一定の審査等を行うべきか。

論点⑥利用規約の変更（データ利用者向け規約と同様）